

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL.info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

働き方改革で「特別チーム」

労働新聞 2月26日号一面より

働き方改革の 推進に向け 特別チームを 新設

今回の通信では、厚生労働省が平成30年4月から全国の労働基準監督署に働き方改革の為に新設予定の**特別チーム**に関する記事をピックアップしました。

従来の厚生労働省による監督指導により、中小企業での労働時間等に関する法制度の周知不足が明白になった為、中小企業の法制度の周知と法令遵守により働き方改革を推進するために新設されるのが**特別チーム**です。

労働時間相談・支援班と調査・指導班の2班で構成されます。(※併せて**労働時間相談・支援コーナー**を設置予定)

労働時間相談・支援班は長時間労働削減に取り組めるよう、きめ細かな相談に応じ、**調査・指導班**では、長時間労働抑制や、健康障害防止のための監督指導を専門的に実施する予定です。

厚生労働省は平成30年4月から、全国の労働基準監督署に働き方改革の推進に向けた「特別チーム」を新設する方針である。特別チームは、法令に関する知識や労務管理体制が不十分な中小規模事業場などを対象に長時間労働削減のためのきめ細かな指導を行う「労働時間相談・支援班」と長時間労働の抑制や健康障害防止などを目的とした監督指導を行う「調査・指導班」の2班で構成する。中小規模の事業場を重点に労働時間に関する法制度の周知と法令遵守に万全を期して、着実な働き方改革に結び付ける狙いである。

労基署組織を再編へ

◎厚生労働省・4月から実施◎

中小事業場の指導に重点

厚生労働省では、これまでに過労死などの労災請求があった事業場や時間外・休日労働が月80時間を超えていると思われる事業場に対して重点的な監督指導を進めてきたが、その中で中小規模事業場における労働時間に関する法制度の周知状況が不十分であることが明白となった。

たとえば、多くの企業が時間外・休日労働を行わせるには時間外・休日労働協定(36協定)の締結・届出が必要であることを理解していないのが実態である。

このため、労働法令に関する知識や労務管理体制が不十分と考えられる中小規模事業場に対してきめ細かな相談・支援を行っていくことが不可欠とみて、平成30年4月から全国の労働基準監督署に「特別チーム」として「労働時間相談・支援班」と「調査・指導班」の2班を編成する。

「労働時間相談・支援班」は、中小規模の事業場が労働時間に関する法制度を十分理解したうえで長時間労働の削減に取り組めるよう、きめ細かな相談に応じるとした。一方、「調査・指導班」

では、これまでの取組みを踏まえながら、長時間労働の抑制および過重労働による健康障害抑制を重点とした監督指導を専門的に実施するとした。このため、「調査・指導班」は、「労働時間改善特別対策監督官」により構成する。

「労働時間相談・支援コーナー」は、労働時間に関する法制度の周知と長時間労働の削減に向けたアドバイス、36協定の適正化に関する窓口指導を担当する。同コーナーでは、中小規模の事業場が具体的取組みを実施できるよう、「懇切・丁寧」な対応に徹するとしている。

厚生労働省では、今通常国会に提出予定の働き方改革関連法案に対応した労基署レベルでの組織・業務の見直し策と位置付けている。

36協定の届出はお済でしょうか



36協定とは、正式には「時間外・休日労働に関する協定届」という協定届のことです。法定労働時間(1日8時間、1週40時間)を超えて労働させる場合や、休日労働をさせる場合には、労働者側(労働者の代表者、労働組合など)と事業主の間で事前に36協定を締結し、事業所の管轄労働基準監督署に提出することが義務付けられています。もし**36協定の締結、提出をせずに残業をさせた場合には労働基準法違反となってしまうので必ず提出しましょう**。※所定労働時間が1日7時間の事業所が法定労働時間(1日8時間)を超えない範囲で残業をしてもらうのには36協定は必要ありません。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。